

新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業



横浜市スタートアップ企業支援一時金の 申請期間を延長します

5月25日から申請を受付中の「横浜市スタートアップ企業支援一時金」について、申請期間を1か月延長し7月末までとします。また、あわせて交付対象者に個人事業者を追加します。

1 募集概要

(1) 交付対象者

平成31年3月2日から令和2年4月28日までの間に創業し、本社等が横浜市内にあり、本市で継続的に事業を行う意思のあるITやライフサイエンス分野等*のスタートアップ企業等を交付対象者とします。今回、「個人事業者」を対象に追加しました。

※対象分野は別表1参照（「イノベーション創出分野」について、わかりやすい表現に改めました。）

(2) 交付要件

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに履行される事業継続のために直接必要と認められる経費（別表2参照）について、申請時において10万円以上の支出がなされている、又は支出額が確定していることが要件です。（対象外の経費は別表3参照）

(3) 交付額

1事業者につき、10万円

2 申請期間

当初の受付締切 令和2年6月30日（火）を、1か月延長し、令和2年7月31日（金）までとします。

※申請は先着順で受け付けます。また、交付の決定見込み件数が200件に達した時点で受付を締め切ります。

申請方法

- 横浜市電子申請・届出サービスから入力後、申請書（原本）を郵送で提出
- 詳細や申請書類等については、ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html>

※URLが上記のとおりであることを必ずご確認ください。

お問合せ窓口

横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局（委託先：株式会社ウィルパートナーズ）

連絡先 TEL: 045-228-9404

E-Mail: yokohama-startup@willpartners.co.jp

お問合せ先

横浜市経済局新産業創造課長 高木 秀昭 TEL: 045-671-3913

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

【裏面あり】

別表 1

対象事業分野		事業例（記載された事業例以外も対象となる場合があります）
IT 分野	ハードウェア	電線・ケーブル製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、真空装置・真空機器製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）など
	情報通信	組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、受託開発ソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、ITに関連する認証事業など
健康・ライフサイエンス分野		医薬品研究・開発・製造業、医療用装置・器機の開発・製造事業、医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業など
環境・エネルギー分野		新エネルギー技術開発事業、太陽光発電システム製造事業、リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業、燃料電池製造事業、高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業、次世代自動車・部分品・付属品製造事業、環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業、LED・有機 EL 等次世代照明機器の開発製造事業、スマートグリッド対応機器・システム事業、レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業、環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造・認証を行う事業など
観光・MICE分野		新たな観光・MICE 商品、サービスの創出・開発・提供にかかる事業など
先端技術分野		マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、レーザー装置製造業、ロボット製造業、自動車・同付随品製造業、航空機・同付随品製造業、宇宙関連機器製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶・海洋開発機器開発事業、プラント関連設備製造業、新素材研究・開発・応用・製造事業、上記製造業に関連する認証事業など
イノベーション創出分野		上記対象事業分野に関わらず、新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す事業、AI 技術活用事業、バイオテクノロジー活用事業、量子技術活用事業、安心安全事業、農業事業など

別表 2 及び別表 3

対象となる経費（別表 2）	対象とならない経費（別表 3）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、事業所等の賃借料、共益費 ・ 人件費 ・ リース料 ・ 公共料金（光熱水費） ・ 通信、運搬費 ・ その他、事業継続に直接必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費 ・ 慶弔費 ・ 懇親会費 ・ 視察、研修費 ・ 食糧費 ・ その他事業継続に直接必要とは認められない経費

（詳細はウェブサイト及び本一時金の要綱をご覧ください。）